

締約国に関する情報 MN	モンゴル 一般情報	附属書 B 1 MN
国内官庁の名称	Intellectual Property Office of Mongolia (モンゴル知的財産庁)	
所在地	13381 Ulaanbaatar, Bayanzurkh district, 3 khoroo, Enkhtaivan avenue 30, Mongolia	
郵便のあて名	所在地と同じ	
電話番号	(976-11) 316 454	
電子メール	ipinfo@ipom.mn	
インターネット	http://www.ipom.gov.mn	
ファクシミリ装置	なし	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
出願人がWIPO DAS ¹ から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)の2)	用意なし	
モンゴルの国民及び居住者のための管轄受理官庁	WIPO国際事務局又はモンゴル知的財産庁	
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	国内官庁に問合せされたい	
モンゴルが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁 ²	モンゴル知的財産庁	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特許	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

2 対応する国内段階を参照されたい。

MN	モンゴル (続き)	MN
国際型調査に関するモンゴルの規定 (PCT第15条)	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	
モンゴルが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
モンゴルが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか, 又は出願後に提出することができる。願書に記載されていない場合には優先日から21か月 (PCT第39条(1)が適用される場合には31か月) 以内に提出することができる。当該期間内に提出されない場合, 管轄官庁は命令で定める期間内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	なし	